

議案第 15 号

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例

橋本市消防手数料条例(平成22年橋本市条例第4号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係) 消防法及び橋本市火災予防条例関係手数料		別表第1(第2条関係) 消防法及び橋本市火災予防条例関係手数料	
手数料を徴収する事務	区分	区分	手数料の金額
1 略	略	略	略
2 法第11条第1項前段の規定に基づく設置の許可の申請に対する審査	貯蔵所	貯蔵所	略
	浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	略	略
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,580,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,940,000円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	2,260,000円
	略	略	略
3～9 略	略	略	略
備考	略	備考	略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後にその申請がされた事務に係る手数料について適用し、同日前にその申請がされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。